道の現場調査について

建築基準法第 42 条および第 43 条の現場調査は、平成 27 年 4 月 1 日より、 原則、以下の曜日に行います。

火曜日:中方面

松原市、藤井寺市、柏原市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村

木曜日:南方面

高石市、泉大津市、忠岡町、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、 泉南市、阪南市、岬町

金曜日:北方面

交野市、四條畷市、大東市、島本町、摂津市、能勢町、豊能町

(ご注意)

- ・各方面の現場調査日の前日15時までに審査指導課へ届いた物件が、翌日の現場調査対象です。(前日15時までに間に合わない場合は翌週の現場調査日となります。)
- ・現場調査日は、祝日等により変更となる場合がありますので、ご了承ください。
- ・現場調査は大阪府職員が行いますので、現場立会いは不要です。

